

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3870 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2025. 9. 22

- ・デンマークからの家きん肉等の輸入一時停止措置の解除について…………… 281
- ・各班だより（小動物獣医療班）…………… 282
- ・連続飼育農場を含む一地域で多発した鶏伝染性喉頭気管炎の対策…………… 283
- ・家畜衛生レポート（山口県）…………… 286

☆デンマークからの家きん肉等の輸入一時停止措置の解除について （令和7年9月9日付けプレスリリース）

農林水産省は、今般、デンマークにおける鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、デンマークからの家きん肉等の輸入一時停止措置を解除しました。

1. 経緯

デンマークのVID（※1）East及びVID Northの家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、上記2区域からの家きん肉等について輸入を一時停止していました。なお、生きた家きんについては、二国間の輸入条件が設定されておらず、従前より輸入できません。

※1：デンマーク家畜衛生当局が定める獣医学的検査区域（Veterinary Inspection Division）

2. 対応

今般、デンマーク家畜衛生当局から我が国に提供された鳥インフルエンザの防疫措置等の情報によ

り、同国の家きんにおける同病の清浄性を確認しました。このため、本日付けで当該輸入一時停止措置（※2）を解除しました。

※2：発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉等、家きん卵等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

（参考）デンマークからの家きん肉、家きん卵等の輸入実績

	2022年	2023年	2024年
家きん肉等（トン）	－	－	－
（日本の総輸入量）	(1,116,751)	(1,079,290)	(1,159,638)
家きん卵等（トン）	220	116	116
（日本の総輸入量）	(26,925)	(40,628)	(24,983)

出典：財務省「貿易統計」

これまでの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の状況等については、以下のページより確認い

ただけます。

動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

☆各班だより (小動物獣医療班)

獣医療チームの一員である小動物獣医療班は、愛玩動物看護師制度等の小動物分野に関する業務や獣医療法に基づく放射線関連規制等を所掌しています。

愛玩動物看護師については、過去3回の国家試験を経て、令和7年8月1日現在で26,496名が名簿に登録されました。講習会・予備試験・国家試験・登録等に関する周知へのご協力に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

第4回国家試験は令和8年2月15日(日)、予備試験は令和7年10月5日(日)に実施予定であり、申込手続き等に大きな変更はありません。引き続き、円滑な実施に向けたご協力をお願いいたします。

なお、予備試験は例年10月頃に実施していますが、制度上最後となる令和9年実施分については、令和9年実施の国家試験と同日、同試験地となる予定です。この回では令和9年4月末までに実務経験又は同等以上の経験を5年以上行う見込みの方も受験可能となる予定です。詳細については今後の発表をお待ちください。

愛玩動物看護師資格制度が、その法の目的の達成に資するよう信頼性を確保し、また獣医療分野等で制度を広く普及していくため、法律を共管する環境省と連携し、獣医事審議会免許部会・中央環境審議会動物愛護部会愛玩動物看護師小委員会(合同会合)を設置しています。令和4年度から、制度の推進に向けて、①国家資格の信頼確保、②獣医療での職責・役割、③動物愛護・適正飼養分野における活躍推進、④養成・資質向上の4つの柱を設定し、検討を進めています。

昨年度は、制度の検討に資することを目的として、愛玩動物看護師の登録者全員を対象とした現況調査を実施しました。調査項目は基本属性、勤務先機関、愛玩動物看護師業務への従事状況等で、結果は農林水産省ウェブページに掲載しています(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/>

[doubutsu_kango/attach/pdf/index-19.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/attach/pdf/index-19.pdf))。本調査は今後も2年に1度実施する予定です。

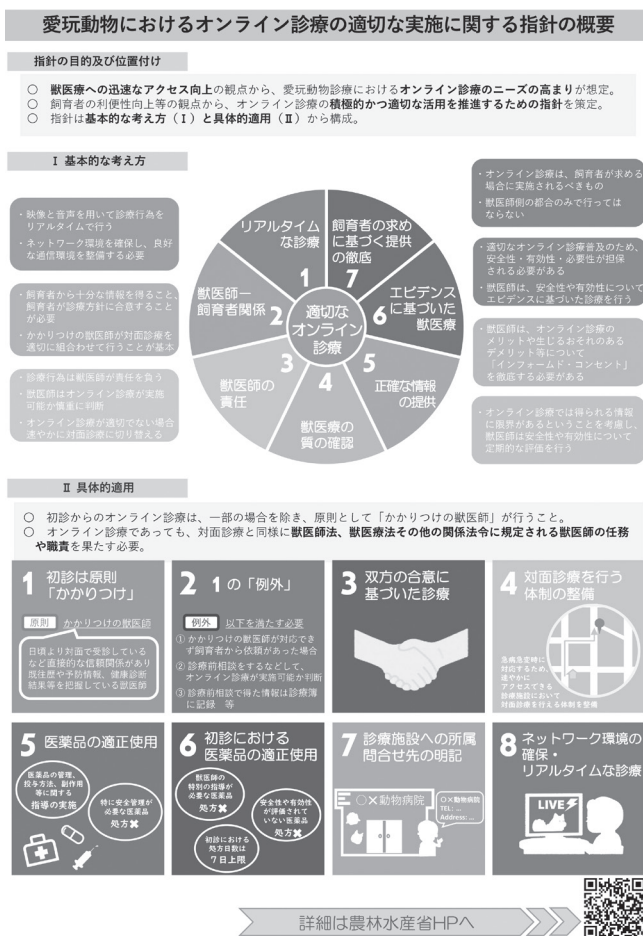
合同会合では、飼養者に寄り添った獣医療の提供を実現するために望ましい愛玩動物看護師の在り方や、愛玩動物看護師の処遇改善に資する社会的地位の向上の実現に向けた課題等について、議論を継続していくこととしています。

放射線に関する規制については、本年度も獣医療法施行規則改正等は予定されておりません。引き続き、エックス線装置等を備える診療施設への指導・監督についてご協力をお願いします。

そのほか、令和6年12月27日に、「愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」を策定・公表しました。近年、デジタル技術を活用した社会生活の変革や新たなサービスが創出される中で、愛玩動物の獣医療においても、飼育者の利便性向上や適切な獣医療への迅速なアクセス向上の観点から、オンライン診療のニーズはますます高まることが想定されます。本指針は、愛玩動物の飼育者や獣医師等の関係者が安心して利用できる適切なオンライン診療の普及を推進することを目的としており、基本的な考え方として以下の7点について示しています。(1) ネットワーク環境の確保とリアルタイムの診療、(2) 獣医師－飼育者関係、(3) 獣医師の責任、(4) 獣医師の質の確認、(5) 正確な情報の提供、(6) エビデンスに基づいた獣医療、(7) 飼育者の求めに基づく提供の徹底。

また、オンライン診療の安全性を担保し、有効な診療が行われるよう遵守事項として(1) 初診は原則「かかりつけ獣医師」が対応すること、(2) (1)の例外条件、(3) 双方の合意に基づいた診療、(4) 対面診療を行う体制の整備、(5) 医薬品の適正使用、(6) 初診における医薬品の適正使用、(7) 診療施設への所属と問合せ先の明記、(8) ネットワーク環境の確保・リアルタイムな診療、の8点について示しています。

なお、本指針に関するQ&Aも併せて公表しておりますので、詳細については農林水産省ウェブページをご覧ください(https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/pet_telehealth.html)。



図：愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針の概要

☆連続飼育農場を含む一地域で多発した鶏伝染性喉頭気管炎の対策

岩手県県北家畜保健衛生所

○熊谷芳浩 大山貴行

1 背景と目的

令和4年9月、38年ぶりに鶏伝染性喉頭気管炎（ILT）が発生した。令和4年度の業績発表会において、同年11月までに10km四方内の4農場で発生が認められたことを報告した。その後、同年12月に同一地域の2農場で新たに発生（図1）。病性鑑定の結果、6農場全てが同一の野外株によるものと判明した。

今回の報告では、6農場における発生から終息までの状況に相違がみられたことから、その要因を検討することにより、ILTに有効な対策を検討した。

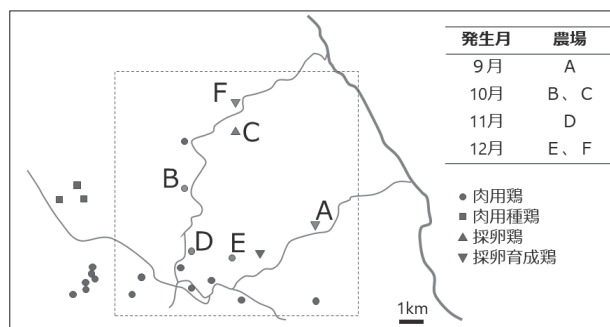


図1 発生地域の農場分布について

2 材料および方法

A～Fの6発生農場について、発生状況を聞き取りにより調査した。BとCについて、令和4年11月からウイルス汚染状況を確認するため、毎月実施する鳥インフルエンザモニタリング検査に併せて、飼養鶏の気管及びクロアカスワブ、堆肥施設の糞便、堆肥の遺伝子検査を実施した。

3 成績

(1) 各農場の発生状況

6農場の発生状況を表1に示す。聞き取りの結果、A、D、Eは発生が1鶏舎のみで収まり、終息した。Aは採卵育成鶏を飼養、発生前からワクチンを接種し、発生時のワクチン接種率は88%であった。ILTの発生は、ワクチン未接種鶏舎に限られていた。DとEは肉用鶏農場で、出荷毎にオールイン、オールアウトする飼養形態であった。発生後まもなく出荷があり、鶏をオールアウト、その後の鶏舎等の消毒を徹底し発生が終息した。

複数鶏舎で発生がみられたBは、鶏舎毎にオールアウトするものの、農場全体ではオールアウトできない連続飼養の農場であった。発生前はワクチン未接種であり、発生後は平飼い鶏舎において、迅速にワクチン接種をする必要があったことから、飲水や散霧による緊急ワクチン接種を実施した。また、敷地内に鶏糞処理施設があり、発生鶏舎である16～19号鶏舎はこの施設に近接していた(図2)。鶏糞処理施設では、出荷後の鶏舎から鶏糞を集め、肥料にする処理が行われていた。

CとFは、採卵鶏の同一経営体であり、Fの育成農場からCの成鶏農場へ鶏の移動がある。どちらも鶏舎毎ではオールアウトを実施するが、農場全体ではオールアウトできない連続飼養の農場であった。発生前はワクチン未接種であり、発生後、迅速にケージ内の鶏に緊急ワクチンを行うため、スプレーによる接種を実施した。加えて、鶏糞処理施設を共用しており、鶏舎からの鶏糞がほぼ毎日搬入され堆肥化されていた。搬入時、Fの鶏糞運搬車はCの入り口にある消毒棟を利用し消毒後、鶏糞処理施設へ鶏糞を搬入していたため、運搬車の動線が一部交差していた(図3)。

以上のことから、複数鶏舎でまん延し、終息に時間がかかった要因として、連続飼養のため、オールアウトできないこと、ワクチン未接種又は不徹底、鶏糞運搬によるウイルス拡散が考えられた。

(2) 対策

対策として、B、C、Fそれぞれの農場で作業毎に衣服等を交換するよう指導した。Cでは、鶏舎の前室のレイアウトを見直し、すのこの設置や区分管理

表1 発生状況

	A	B	C	D	E	F
用途	採卵育成鶏	肉用鶏	採卵鶏	肉用鶏	肉用鶏	採卵育成鶏
飼養羽数	235,900	270,000	194,194	72,000	32,000	64,551
発生数/鶏舎数	1/12	33/33	3/3	1/3	1/4	2/18
鶏舎方式	開放	ウィンドレス	ウィンドレス	開放	開放	開放
農場形態	連続飼養	連続飼養	連続飼養	オールイン・オールアウト	オールイン・オールアウト	連続飼養
発生日	R4.9.12	R4.10.27	R4.11.11	R4.11.21	R4.12.20	R4.12.19
緊急ワクチン	○	○	○	—	—	○
発生時ワクチン接種率	88%	0%	0%	0%	0%	0%
終息日	R4.9.24	R5.4.25	R4.12.19	R4.11.29 出荷	R4.12.25 出荷	R5.1.5
終息期間(日)	12	180	38	8	5	17

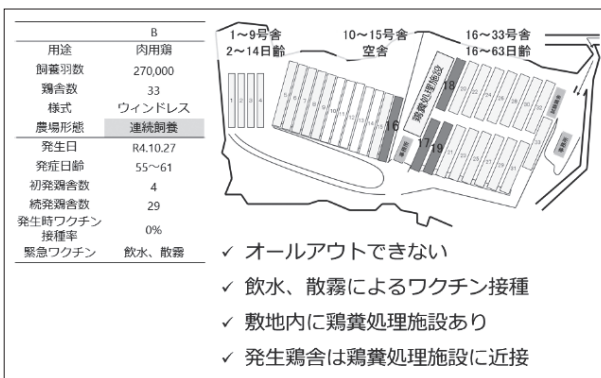


図2 B農場

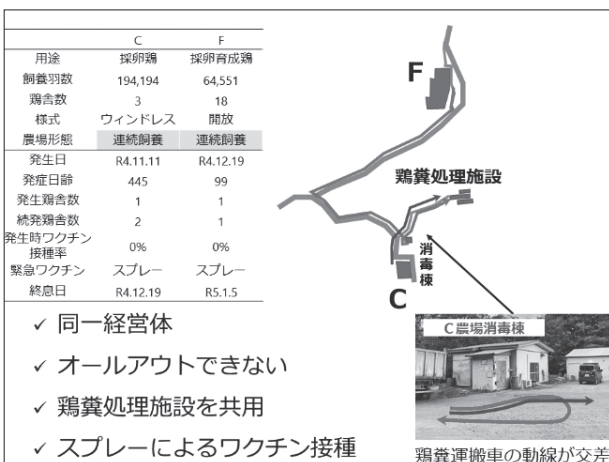


図3 CとF農場

をしっかりと行うよう改善した。Fの農場前と鶏糞処理施設前に新規に消毒棟を設置し、鶏糞運搬車両の動線を改善した(図4)。

緊急ワクチン接種は、発生時に平飼い鶏舎において迅速にワクチン接種を行うため、散霧や飲水により接種、多段ケージの鶏舎ではスプレーにより接種していた。改善策として、用量用法に従い、1羽ずつ点眼接種へ変更した。Bでは、従業員を新規に雇い、1日1鶏舎約12,000羽の接種を行い、順次全ての鶏舎で点眼接種を実施した。Cでも1羽1羽ケー

ジから取り出し、合計19万羽の接種を実施した（図5）。

(3) ウイルス汚染状況

毎月実施する鳥インフルエンザモニタリング検査に併せて、飼養鶏の気管及びクロアカスワブ、堆肥施設の糞便、堆肥の遺伝子検査を実施した（表2）。

結果、Bでは散霧や飲水ワクチン接種を行っていた令和5年1月までは気管、クロアカ、糞便からウイルス遺伝子が検出された。点眼に変更した2月からは、飼養鶏の気管、クロアカ材料からはほぼ検出されなかった。4月に発生は終息したものの、糞便材料からは令和5年7月まで検出され、8月には全て陰性の結果が得られた。Cでは、点眼に変更し発生が終息した後の1月にもクロアカから検出があったものの、2月以降はほとんど検出されなかった。

5 考察

当所管内の一地域でILTの継続発生が6農場で認められ、うち3農場は発生が1鶏舎のみで収まり、終息した。その要因として、発生前からのワクチン接種、鶏群のオールアウトにより農場内のまん延が防止され、短期間で終息したと考えられた。

複数鶏舎で発生した農場の要因として、聞き取り調査の結果から、鶏舎毎にオールアウトするものの、農場全体ではオールアウトできない連続飼養であったこと。発生前にワクチンが未接種であり、緊急ワクチン接種では散霧や飲水、スプレーによる接種を実施していたこと。鶏糞処理施設が農場敷地内や共用していたことにより、鶏糞運搬によるウイルス拡散したことが考えられた。加茂前らは、連続飼育養鶏場において農場内にマレック病やコクシジウム等の疾病が侵入すると隣接鶏舎に広がり、排除が困難であり、ワクチンに加え疾病の早期発見、即座の対応が重要であると報告している[1]。本事例では、対策として作業毎の衣服等の交換、点眼によるワクチン接種の徹底、運搬車両の動線や消毒の改善によりウイルス伝播要因を除去し終息した。ILTウイルスは発症鶏の分泌物及び排泄物への接触、ウイルスに汚染された飼料や飼育器材等に接種することにより広がり、耐過鶏では呼吸気道に長期間持続感染することが知られている[2]。本事例では、

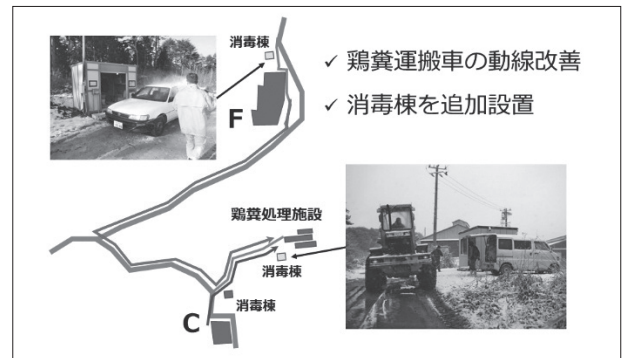


図4 CとF農場の対策



図5 ワクチン接種状況

表2 ウイルス汚染状況の確認検査結果

材料	検体数	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8
気管	10	100%	40%	40%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
クロアカ	2	100%	50%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
糞便	2~5	NT	100%	100%	NT	NT	100%	100%	33%	25%	0%
堆肥	2	NT	100%	0%	NT	NT	NT	NT	NT	0%	0%
ワクチン方法		散霧・飲水 → 点眼									
気管	10	10%	20%	0%	10%	10%					
クロアカ	2	50%	0%	50%	0%	0%					
糞便	2	NT	50%	0%	NT	NT					
早熟堆肥	2~3	NT	33%	0%	NT	NT					
完熟堆肥	1~2	NT	0%	0%	NT	NT					
ワクチン方法		スプレー → 点眼									

□ : 終息時期

ウイルス汚染状況の確認検査では、農場内からウイルスが検出されないことを確認し、その後のILTの再発は認められなかった。

以上から、連続飼育農場でILTの常態化やまん延を防ぐためには、衛生管理の徹底と適切なワクチン接種が有効と考えられた。

6 引用文献

- [1] 加茂前優花、亀山衛、松本瞳ら：鶏病研究会報 50巻3号、156~162 (2014)
- [2] 川村斉：鶏病診断、堀内貞治編、1~20、家の光協会、東京 (1982)

部、農村整備部が防疫対応に全面的に取り組む体制となっています。

発生時、各部が業務を主体に活動できるよう「農林事務所防疫マニュアル」を作成し、毎年、班別研修による作業への理解向上と、現地確認や防疫演習をつうじた課題・疑問点の確認、マニュアルへの反映を続けています。今後も、農林水産事務所での防疫研修会等を定期的実施することで、家畜伝染病発生時に円滑に防疫対応が実施できる体制づくりを進めていきます。

また管内には、養豚農場もあり、豚熱発生を想定した防疫計画の作成を行っています。事前調査で埋却地への埋却が困難なことが判明したため、レンダリング装置による対応を検討しており、設置場所の現地確認や設置計画の確認・更新作業を進めています。

(2) 県境防疫会議

当所管轄地域は、福岡県と接していることから、県境地域での家畜伝染病の発生に備え、2県2家保が参加する「県境防疫連絡会議」を開催しています。この会議においては、担当者の顔合わせをはじめ、県境付近の家畜及び家きん飼養状況、家畜伝染病発生時の防疫体制、防疫演習の実施状況及び計画、主要な家畜伝染性疾病等の発生状況について両県から情報提供がなされ、家畜伝染病発生時には、各家畜保健衛生所が連携して防疫対応が行われるよう努めています。令和6年度は、野生いのししの豚熱対応について各県での取組みや課題について率直な情報交換ができました。今後も同会議の協議内容を活用して、防疫体制の整備に努めていきます。

(3) 飼養衛生管理基準の遵守指導

県の衛生指導計画に基づき、毎年1回は、農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を全戸立入確認し、計画的に指導を行っています。

これに加えて、当所は、管内の養鶏専門農協と連携し、冬季は毎月養鶏農場を巡回して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、特に農場内での野生動物侵入防止について指導しています。毎年、指導を繰り返す中で、組合には飼養衛生管理基準の考えが浸透していますが、気の緩むことのないよう、今後も指導を続けていきます。



防疫演習（防護服の着衣）



防疫演習（消毒）

(4) 高品質な畜産物の生産

山口県では、高度な衛生管理を実践する畜産農場を「やまぐち高度衛生管理農場」として認証する独自の制度を平成27年度に設け、家保と関係機関が一体となって農場の衛生意識の向上に取り組んでいます。令和6年度は、肉用鶏4農場を認定しました。

(5) 「山口型放牧」の取組について

山口県では、繁殖牛を電気牧柵で囲んだ遊休農地等に放牧する「山口型放牧」の取組を実施しており、当所管内でも飼料作物栽培を行った水田への放牧、獣害被害対策として、山と農地の間に牛の放牧地を設け、獣害被害防止のための緩衝帯づくりのための放牧、果樹園の下草刈りのための放牧などを実施しています。

当所では、山口型放牧を実施する法人や個人に対

して、放牧に対する飼養管理上の指導等を実施しています。

5 おわりに

下関市には全国に誇れる食材や名産品がたくさんあります。また源平時代、維新の歴史を刻む史跡もあり、800年以上も続く川棚温泉をはじめ、疲労回復、美肌効果のある温泉も数多くあります。

長門市には、食味の良さにこだわり誕生した山口県オリジナルの地鶏「長州黒かしわ」があり、世界を魅了した絶景「元乃隅神社」などの心打たれる美しい景色もあります。

ぜひ、下関市、長門市へお越しください。



獣害被害防止のための緩衝帯



果樹園への放牧

通信

獣医師の皆様には、獣医師法第22条に基づき2年ごとに業務の種類や内容などを届け出いただいています。今年の届出（令和6年末時点）について、獣医師の活動分野の詳細や都道府県ごとの詳細をとりまとめ、農水省のウェブサイト公表しています。2年前と比較すると、産業動物診療、公務員、大学・医薬品開発等はそれぞれ減少した一方、小動物診療は微増となっており、過去10年の傾向でも他の分野は横ばいから微減である一方、小動物診療の割合は増加しています。多くの都道府県で課題となっている産業動物分野の獣医師（診療や公務員）は約7,400名で届出全体の18.8%でした。国としても修学資金や臨床実習など確保に向けた支援の充実を図っていますので、引き続き都道府県計画を踏まえた獣医療提供体制の確保をよろしくお願いします。

獣医師の届出は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるオンライン届出も可能で、本年

は多くの方に利用いただきました。次回の届出は令和9年1月です。皆様からの届出情報は正確な実態把握に不可欠なものですので、すこし先ですが忘れずに届出をお願いします。



獣医師法の届出状況



獣医事をめぐる情勢

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行：農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1